

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所 ショートステイ 第2はなの里 運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こもはら福祉会が開設するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所「ショートステイ第2はなの里」（以下「事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、円滑な事業の運営と利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者が要介護の状態になることを予防すると共に利用者家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。

2 事業所は、各ユニットにおいて、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができ、かつ、他の利用者や地域社会との交流を通じて生活の充実感を味わうことが出来るよう支援する。

3 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら、関係する行政機関や介護保険サービス提供事業者等との密接な連携を図るものとする。

第2章 事業所の名称等

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

名称 ショートステイ 第2はなの里

所在地 三重県名張市百合が丘西5番町1番地

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者)

第4条 事業所は、介護保険法に基づく「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」等に示された所定の従業者を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1)	施設長(管理者)	1名(施設の行う他の事業の管理者と兼務)
(2)	医師	1名(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の医師と兼務)
(3)	生活相談員	1名以上(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の生活相談員と兼務)
(4)	介護職員	12名以上(短期入所生活介護の介護職員と兼務)
(5)	看護職員	1名以上(短期入所生活介護の看護職員と兼務)
(6)	機能訓練指導員	1名以上(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の機能訓練指導員と兼務)
(7)	管理栄養士	1名以上(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の管理栄養士と兼務)
(8)	事務員	1名(特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の事務員と兼務)

(職 務)

第5条 従業者は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は別紙職務分担表によることとする。

(1)	施設長(管理者)は、事業所のすべての業務を統括するとともに、従業者を指導監督し、利用者が安全、安心のサービス利用をできるように努める。 施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた従業者が施設長の職務を代行する。
(2)	医師は、 利用者の健康管理及び保健衛生指導に従事する。
(3)	生活相談員は、利用者の入退所、生活相談、面接、身上調査並びに処遇の企画及び実施に関することに従事する。また、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
(4)	介護職員は、利用者の日常生活の介護、支援に従事する。
(5)	看護職員は、利用者の主治医との連携を十分に図りながら、診療の補助及び看護に従事し、介護職員と協力して利用者の日常生活を支援する。
(6)	管理栄養士は、献立作成、経口摂取への助言、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
(7)	機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。
(8)	事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
(9)	従業者は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

2 従業者は、その業務において法令を遵守するとともに、別に定める「介護マニュアル」「感染症対策マニュアル」「事故防止対策マニュアル」等を遵守することとする。

3 日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1名以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 営業日、営業時間及び利用定員

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日は通年で休業日は原則なしとする。

2 営業時間は24時間とする。

(定員)

第7条 事業所の入所定員は、指定短期入所生活介護事業所と合わせて30名とする。

ただし、本体施設である特別養護老人ホームの一時的な空床を指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所用として利用する場合は、その分を加える。

第5章 利用者に対するサービス内容等

(介護予防短期入所生活介護サービス計画の作成と開示)

第8条 事業所は、特に4日間以上にわたってサービスを利用する利用者について、サービス内容等を記載した【介護予防短期入所生活介護計画】の原案を作成し、それを利用者及び家族に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

2 前項に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間、施設内において閲覧できるものとする。

(サービスの提供)

第9条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、【介護予防短期入所生活介護計画書】に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。また、この計画書を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第10条 事業所は、【介護予防短期入所生活介護計画書】に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携するものとする。

2 事業所は、前項のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第11条 事業所が提供する居室は原則個室とする。その際、利用するユニット及び居室は、利用者の希望を考慮しながら、事業所側と利用者、家族とで居室の状況、空室の状況等を踏まえて協議し、合意の上で決定するものとする。ただし、事業運営上やむを得ない場合には急遽変更する場合もあり得るものとする。

2 ユニット数は、指定短期入所生活介護事業所と合わせて3とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設ける。

4 1ユニットの定員は、指定短期入所生活介護事業の利用者と合わせて10名以下とする。

(共同生活室)

第12条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの利用者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造とする。

2 利用者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備を設置する。

(入浴)

第13条 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。ただし、利用者に傷病がある場合や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴することが適当でない判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第14条 個人のプライバシーを尊重の上、利用者の心身の状況に応じた適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者については、排泄の自立を図りつつ、おむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第15条 事業所は、利用者の離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

(食事の提供)

第16条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事は、おおむね次の時間帯で、利用者の生活スタイルと希望により協議して対応する。

(1)	朝食 午前7時30分～午前9時00分
(2)	昼食 午後0時00分～午後1時30分
(3)	夕食 午後6時00分～午後7時30分

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2時間以内)、食事の置き置きをすることができる。

4 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合(最低1日前)には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(相談、援助)

第17条 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第18条 利用者の心身の状況等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(利用中の生活及び日課等)

第19条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

1日当たりの主な日課及び年間行事は以下の通りとする。

(1) 1日当たりの主な日課

午前6時頃～	利用者なりの起床
7時半～9時半頃	朝食時間
9時半頃～	ご希望により入浴／機能訓練／趣味活動その他
午後0時～2時	昼食時間
2時	ご希望により入浴／趣味活動／機能訓練その他
3時	おやつ
6時～7時半頃	夕食時間
～9時	利用者なりの自由時間、就寝

(2) 年間行事は特別養護老人ホームの行事に準じ、ユニットの特徴に合わせて可能な範囲で実施する。

(介護)

第20条 第13条から第19条までの規定以外に洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせ、【介護予防サービス・支援計画書】及び【介護予防短期入所生活介護計画】に沿って提供するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第21条 介護予防短期入所生活介護事業所従業者は、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の見送の実施地域)

第22条 通常の見送の実施地域は名張市内とする。

2 通常の見送以外の地域に居住している利用者についても、管理者が状況を勘案し利用が適当と判断された場合には利用契約も可能とする。

第6章 指定介護予防短期入所生活介護の利用料及び支払いの方法

(利用料)

第23条 介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、介護保険外の利用による利用料の額はそ

- の10割全額とする。
- 2 次に掲げる費用は利用者負担とする。
 - (1) 食事の提供に伴う費用
 - (2) 滞在中の居住の提供に伴う費用
 - (3) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴う費用
 - (4) 理美容代等、通常必要となる日常生活上の費用で、利用者負担が適当と認められる費用
 - (5) その他教養娯楽、レクリエーション等に係る費用で、その利用者の負担が適当と認められる費用
 - 3 通常の事業実施区域を越えて行う、指定介護予防短期入所生活介護に伴う送迎サービスについては、次の費用を利用者から徴収することができる。
 - (1) 事業所から片道10km未満 100円
 - (2) 事業所から片道10km～20km未満 200円
 - (3) 事業所から片道20km以上の場合は、1km毎に10円加算
 - 4 事業所は、利用者に対して利用料等の請求をする際には、1か月単位で計算し、請求の内訳をわかりやすく明記した請求書を作成し、文書で送付する。
 - 5 事業所の利用者又は家族は、事業所から請求を受けた場合、金融機関口座振替による支払いを行うものとする。

第7章 事業所利用に当たっての留意事項及び従業者の義務

(指定介護予防短期入所生活介護の利用契約)

第24条 事業所は介護予防短期入所生活介護の提供開始に当たり、利用者及び家族に対してサービス利用契約の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結がサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第25条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、事業所の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(面会)

第26条 利用者が介護予防短期入所生活介護事業を利用中に外来者と面会しようとする時は、外来者は玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録し、許可証の発行を受けて、事業所内では常にその許可証を携行するものとする。管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。また、外来者は面会時に持参した物品、食品、薬等は必ず従業者に伝えるものとする。

(衛生保持)

第27条 利用者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、又事業所に協力するものとする。

(衛生管理等)

第28条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿って対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事業所内の禁止行為)

第30条 利用者及び従業者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 所定場所以外で喫煙をすること。

(5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(6) 故意又は無断で事業所の設備若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

(秘密保持及び個人情報保護)

第31条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

第8章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第32条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画を立て、従業者及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加を得られるよう連携に努めるものとする。
- 4 利用者は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で従業者に事態の発生を知らせるものとする。
- 5 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

(業務継続計画の策定等)

第33条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9章 その他の運営についての重要事項

(身体拘束等)

第34条 事業所は、利用者の身体拘束や虐待に当たる行為は行わない。ただし、利用者又は他の利用者、従業者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合には家族の「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第35条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第36条 事業所は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動にあつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(利用資格)

第37条 事業所の利用資格は、要介護認定において要支援と認定され、本施設の利用を希望する方であつて、医療的治療を必要とせず、利用料の負担ができる利用者及びその他法令により入所できる利用者とする。

(苦情対応)

第38条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無及び改善方法について、利用者又はその家族に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別紙【施設苦情・相談解決窓口】に記載された通りである。

(介護サービス情報の公表)

第39条 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、利用者に当該事業所が提供するサービスを安心して利用していただくために、介護サービス情報の公表を法人・事業所のホームページ等において行うものとする。

(実習生の受け入れ)

第40条 事業所は、従業者及び後進の指導のために、各種養成学校、高校、大学又は資格取得のための機関等からの要請により、適切と認められる場合には実習生を受け入れることがある。その際、利用者の個人情報やプライバシーの保護には最大限の配慮をするとともに、実習生への指導を十分に行うこととし、利用者も協力するものとする。

第10章 雑則

(改正)

第41条 この規程を改正又は廃止するときは、社会福祉法人こもはら福社会理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は平成20年7月1日から施行する。

平成21年4月1日改定

平成21年9月1日改定

平成23年4月1日改定

平成24年4月1日改定

平成25年4月1日改定

令和3年10月1日改定

令和4年9月1日改定

令和5年4月1日改定

令和7年4月1日改定